

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付規程

(目 的)

第1条 この規程は、介護福祉士修学資金等貸付制度実施要綱（平成30年2月1日付け厚生労働省発社援0201第2号厚生労働事務次官通知。以下「要綱」という。）、介護福祉士修学資金等貸付制度の運営について（平成30年2月1日付け社援発0201第3号厚生労働省社会・援護局長通知）、及び茨城県介護福祉士修学資金等貸付制度事業実施要領（平成28年3月25日付け福指第2598号茨城県保健福祉部長通知）に基づき、社会福祉法人茨城県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する要綱第1の1に規定する介護福祉士修学資金貸付事業（以下「介護福祉士修学資金」という。）、要綱第1の3に規定する介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業（以下「実務者研修」という。）、要綱第1の4に規定する離職した介護人材の再就職準備金貸付事業（以下「再就職準備金」という。）及び要綱第1の6に規定する社会福祉士修学資金貸付事業（以下「社会福祉士修学資金」という。）の貸付方法、事務手続等を規定することにより、これらの貸付事業の適正かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

(介護福祉士修学資金の貸付対象者等)

第2条 介護福祉士修学資金の貸付対象者は、介護福祉士養成施設に在学する者とする。ただし、国家試験受験対策費用及び生活加算の貸付対象者は、それぞれ次の各号に定める者に限る。

(1) 国家試験受験対策費用の貸付対象者は、介護福祉士養成施設卒業見込の者であって、当該卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある者

(2) 生活費加算の貸付対象者は、貸付申請時に生活保護受給世帯又はこれに準ずる経済状況にあると茨城県知事（以下「知事」という。）が認める世帯の世帯員である者

2 介護福祉士修学資金の貸付対象者の要件は、次の第1号及び第2号を満たす者とする。

(1) 次のアからウまでのいずれかに該当する者

ア 茨城県（以下「県」という。）に住民登録をしている者であって、卒業後に県の区域（国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は全国の区域とする。以下同じ。）内において要綱第12の1の(1)に規定する返還免除対象業務（以下「返還免除対象業務」という。）に従事しようとする者

イ 県内の介護福祉士養成施設（要綱第1の1に規定する介護福祉士養成施設をいう。）の学生であって、卒業後に県の区域内において返還免除対象業務に従事しようとする者

ウ 介護福祉士養成施設の学生となった年度の前年度に県に住民登録をしていた者であり、かつ介護福祉士養成施設での修学のため転居をした者であって、卒業後に県の区域内において返還免除対象業務に従事しようとする者

(2) 次のア又はイのいずれかに該当する者であって、家庭の経済状況等から

貸付が必要と認められる者

ア 学業成績が優秀と認められる者

イ 卒業後、中核的な介護職として就労する意欲があり、介護福祉士資格取得に向けた向学心があると認められる者

3 介護福祉士修学資金の貸付期間は介護福祉士養成施設に在学する期間とする。

4 介護福祉士修学資金の貸付額は、月額 50,000 円以内とする。ただし、次の各号に定める額を加算することができる。

(1) 入学準備金として、初回の貸付に限り 200,000 円以内

(2) 就職準備金として、最終回の貸付時に限り 200,000 円以内

(3) 国家試験受験対策費用として、一年度当たり 40,000 円以内

(4) 生活費加算として、一月当たり貸付対象者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額を基本として、別に定める額。なお、年齢及び居住地が同一の者に係る加算額は、同一年度において同額とする。

(実務者研修の貸付対象者等)

第3条 実務者研修の貸付対象者は、実務者研修施設に在学する者とする。

2 実務者研修の貸付対象者の要件は、前条第2項の規定を準用する。

3 実務者研修の貸付期間は、実務者研修施設に在学する期間とする。

4 実務者研修の貸付額は、200,000 円以内とする。

(再就職準備金の貸付対象者等)

第4条 再就職準備金の貸付対象者は、次の各号の要件の全てを満たす者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 介護福祉士

イ 実務者研修施設において介護福祉士として必要な知識及び技能を習得した者

ウ 要綱第6の1の(1)の③に規定する介護職員初任者研修を修了した者

(2) 前号に掲げる者において、要綱第6の1の(2)に規定される介護職員等としての実務経験を1年以上(雇用期間が通算365日以上かつ介護等の業務に従事した期間が180日以上)有する者

(3) 介護人材の確保・育成に努めていると知事が認める県内の事業所又は施設(以下「事業所等」という。)に介護職員等として就労する者

(4) 茨城県福祉人材センターに氏名及び住所等を登録している者

2 再就職準備金の貸付額は、400,000 円と再就職準備金の貸付を受けようとする者が提出した再就職準備金利用計画書(第7号様式)に記載された額のいずれか少ない額とする。

3 再就職準備金の貸付回数は、一人当たり一回限りとする。

(社会福祉士修学資金の貸付対象者等)

第5条 社会福祉士修学資金の貸付対象者は、社会福祉士養成施設に在学する者とする。ただし、生活費加算の貸付対象者は、貸付申請時に生活保護受給世帯又はこれに準ずる経済状況にあると知事が認める世帯の世帯員である者

に限る。

- 2 社会福祉士修学資金の貸付対象者の要件は、第2条第2項の規定を準用する。
- 3 社会福祉士修学資金の貸付期間は、社会福祉士養成施設に在学する期間とする。
- 4 社会福祉士修学資金の貸付額は、月額50,000円以内とする。ただし、次の各号に定める額を加算することができる。
 - (1) 入学準備金として、初回の貸付に限り200,000円以内
 - (2) 就職準備金として、最終回（社会福祉短期養成施設等に在学する者である場合にあっては、初回又は最終回）の貸付時に限り200,000円以内
 - (3) 生活費加算として、一月当たり貸付対象者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額を基本として、別に定める額。なお、年齢及び居住地が同一の者に係る加算額は、同一年度において同額とする。

（貸付金の利子）

第6条 介護福祉士修学資金、実務者研修、再就職準備金及び社会福祉士修学資金（以下「修学資金等」という。）は無利子とする。

（修学資金等の貸付けの申請）

第7条 介護福祉士修学資金又は社会福祉士修学資金の申請者は、修学資金貸付申請書（第1号様式又は第1号様式の2）に、次の各号に定める書類を添えて、在学する養成施設等（実務者養成施設等を含む。以下同じ。）の長を通じ、申請するものとする。

- (1) 住民票
 - (2) 申請者の生計を維持する者の所得状況を証する書類。ただし、申請者の生計を維持する者がいない場合は、申請者の所得状況を証する書類。
 - (3) 養成施設等の長の推薦書（第4号様式）
 - (4) 直近の学業成績表
 - (5) 生活保護受給世帯の者である場合は、居住地の福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書及び修学資金の貸付けによる自立助長の効果に関する意見書
 - (6) 中高年離職者（入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内の者）の場合は、離職して2年以内であることが確認できる書類
 - (7) その他会長が必要と認める書類
- 2 実務者研修の貸付を受けようとする者は、介護福祉士実務者研修受講資金貸付申請書（第2号様式又は第2号様式の2）に、次の各号に定める書類を添えて、養成施設等の長を通じ、会長に申請しなければならない。
- (1) 住民票
 - (2) 申請者の生計を維持する者の所得状況を証する書類。ただし、申請者の生計を維持する者がいない場合は、申請者の所得状況を証する書類。
 - (3) 養成施設等の長の推薦書（第4号様式）
 - (4) その他会長が必要と認める書類
- 3 再就職準備金の貸付を受けようとする者は、離職介護人材再就職準備金貸付申請書（第3号様式又は第3号様式の2）に、次の各号に定める書類を添えて、再就職する施設等の長を通じ、会長に申請しなければならない。

- (1) 住民票
- (2) 再就職する施設等の長による雇用証明書（第5号様式）
- (3) 次のアからウに掲げる全ての書類
 - ア 本規程第4条第1項第1号に規定する介護職員としての実務経験をもつことを証する介護職員業務従事期間等証明書（第6号様式）
 - イ 次の（ア）から（ウ）のいずれか一つ
 - （ア）介護福祉士登録証の写し
 - （イ）実務者研修修了証の写し
 - （ウ）初任者研修修了証の写し
 - ウ 茨城県福祉人材センターへの登録証の写し及び再就職準備金利用計画書（第7号様式）
- (4) その他会長が必要と認める書類

（連帯保証人）

第8条 修学資金等の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を1名立てなければならない。

- 2 前項の連帯保証人は、独立の生計を営む成年の者とする。
- 3 申請者が未成年であるときは、連帯保証人は法定代理人でなければならない。
- 4 前2項の規定にかかわらず、別に定める法人を連帯保証人とすることができる。
- 5 連帯保証人は、貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）と連帯して債務を負担するものとする。
- 6 借受人は、連帯保証人が死亡し、解散し、破産手続開始の決定を受け、その他保証人として適当でなくなったときは、速やかに連帯保証人変更届（第8号様式）を会長に届け出、承認を受けなければならない。

（介護福祉士修学資金等の貸付けの決定）

第9条 会長は、第7条による申請があったときは、茨城県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付制度運営委員会（以下「運営委員会」という。）の選考を経て貸付けの可否を決定するものとする。ただし、この申請が次の第1号及び第2号のいずれにも該当する場合、若しくは第3号及び第4号に該当する場合は、会長が貸付けの可否の決定を行うことができるものとし、この結果を運営委員会に報告するものとする。

- (1) 生活保護受給世帯の者による申請の場合
- (2) 生活費加算を伴う申請の場合
- (3) 実務者研修の申請の場合
- (4) 再就職準備金の申請の場合

- 2 会長は、前項の規定により貸付けの可否を決定したときは、その旨を貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。また、前項ただし書の規定の第1号及び第2号に係る貸付けの可否を決定したときは、併せて福祉事務所長等に決定通知の写しを送付するものとする。
- 3 生活保護受給世帯の者であって、前項の規定により貸付け決定の通知を受けた者は、福祉事務所長等が発行する保護変更の決定通知書の写し等を会長に提出しなければならない。

- 4 生活保護受給世帯でない者が生活費加算を伴う修学資金の貸付け申請をした場合、会長は、当該申請者が生活保護受給世帯に準ずる経済状況にある者であるか否かについて、運営委員会の開催前までに知事に協議するものとする。
- 5 運営委員会の設置について必要な事項は会長が別に定める。

(修学資金等の貸付契約)

- 第10条 前条の規定による貸付決定の通知を受けた者は、通知を受けた日から15日以内に、修学資金等借用証書（第9号様式又は第9号様式の2）を会長に提出しなければならない。
- 2 前項の期間内に契約を締結しない者は、修学資金等の借受けを辞退したものとみなす。

(修学資金等の交付)

- 第11条 会長は、前条第1項の規定により契約を締結したときは、速やかに当該貸付決定に係る修学資金等を口座振替の方法により交付するものとする。
- 2 介護福祉士修学資金及び社会福祉士修学資金の交付は、借受人に対し、原則として年4回交付するものとする。

(介護福祉士修学資金等の貸付契約の解除及び貸付の休止)

- 第12条 会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、介護福祉士修学資金等の貸付契約を解除するものとする。
- (1) 修学資金等辞退届（第10号様式）を提出し、貸付を受けることを辞退したとき
 - (2) 死亡したとき
 - (3) 心身の故障等のため修学又は就業を継続する見込みがなくなると認められるとき
 - (4) 退学又は退職したとき
 - (5) 学業成績又は素行が著しく不良と認められるとき
 - (6) その他介護福祉士修学資金等貸付の目的を達成する見込みがないと認められるとき
- 2 会長は、介護福祉士修学資金又は社会福祉士修学資金の借受人が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付を行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸付けされた修学資金があるときは、その修学資金は当該借受人が復学した日の属する月の翌月以降の分として貸付されたものとみなす。
 - 3 会長は、第1項の規定により貸付契約を解除したとき又は前項の規定により修学資金等の貸付を休止したときは、その旨を借受人に対し通知するものとする。
また、前項の規定により修学資金の貸付の休止を受けた者が、復学したため、貸付を再開するときも同様とする。

(返還債務の当然免除)

- 第13条 会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付額に係

る返還の債務（履行期の到来していないものに限る。次条において同じ。）の全部を免除する。

(1) 介護福祉士修学資金及び社会福祉修学資金

次のア又はイのいずれかに該当するに至ったとき

ア 養成施設等を卒業した日から1年以内に介護福祉士又は社会福祉士の登録を行い、県の区域内の事業所等において返還免除対象業務に従事し、かつ、介護福祉士等の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、5年（中山間地域等（返還免除対象業務に従事する時点の厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年3月13日厚生労働省告示第83号）第2号に規定する区域をいう。）において返還免除対象業務に従事した場合又は中高年離職者が返還免除対象業務に従事した場合は3年。以下「返還免除対象期間」という。）の間、引き続きこれらの業務に従事したとき

ただし、法人における人事異動等により、貸付けを受けた者の意思によらず県の区域外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入することができるものとする。

また、当該業務に従事後、他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。

イ 返還免除対象期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため返還免除対象業務に従事することができなくなったとき

(2) 実務者研修

次のア又はイのいずれかに該当するに至ったとき

ア 実務者研修施設を卒業した日（実務者研修施設を卒業した日において介護等の業務に従事する期間が3年に達していない場合にあっては、介護等の業務に従事する期間が3年に達した日とする。以下同じ。）から1年以内に介護福祉士の登録を行い、県の区域内において返還免除対象業務に従事し、かつ、介護福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、2年間、引き続きこれらの業務に従事したとき

なお、法人における人事異動等又は他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合の取扱は（1）と同様とする。

イ 返還免除対象業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため返還免除対象業務に従事することができなくなったとき

(3) 再就職準備金

次のア又はイのいずれかに該当するに至ったとき

ア 介護職員等として就労した日から、県の区域内において、2年間、引き続き介護職員等の業務に従事したとき

なお、法人における人事異動等又は他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合の取扱は（1）と同様とする。

イ 介護職員等として従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等として継続して従事することができなくなったとき

(返 還)

第 14 条 借受人は、次の各号のいずれかに該当するときには、貸付を受けた修学資金等を返還しなければならない。

(1) 第 12 条の規定により修学資金等の貸付契約が解除された場合

(2) 介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設等を卒業した日若しくは実務者研修施設を卒業した日から 1 年以内に、介護福祉士又は社会福祉士として 登録せず、又は県の区域内において返還免除対象業務に従事しなかったとき

(3) 県の区域内において返還免除対象業務（再就職準備金の貸付を受けた者にあつては介護職員等の業務）に従事する意思がなくなったとき

(4) 業務外の理由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき

2 貸付を受けた修学資金等の返還は、前項各号に規定する事由が発生した日の属する月の翌月から又は借受人が養成施設等を卒業した日の属する月の翌月から起算して修学資金等の貸付を受けた期間の 2 倍に相当する期間（第 17 条の規定により返還が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間）内に返還しなければならない。

3 返還は、月賦又は半年賦の均等払い、又は一括払いによるものとする。ただし、均等払いにおいて繰り上げて返還することを妨げない。

4 1 回当たりの返還額は、原則、返還債務を返還回数で除した額とし、会長が別に定めるものとする。

(返還計画書等)

第 15 条 借受人は第 12 条第 1 項の規定により契約を解除されたとき又は養成施設等を卒業したときは、当該事由の発生した日から 15 日以内に修学資金等返還計画書（第 11 号様式。以下「返還計画書」という。）を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の返還計画書を審査の上、借受人に修学資金等の返還方法及び返還額を通知するものとする。

3 会長は、第 1 項の返還計画書が提出されないときは、第 10 条第 1 項の規定により提出のあった借用証書に記載された方法で、修学資金等を返還させるものとし、借受人に返還方法及び返還額を通知するものとする。

(返還計画の変更届等)

第 16 条 借受人は、前条第 2 項及び第 3 項の規定により通知を受けた返還額及び返還方法を変更しようとするときは、修学資金等返還計画変更届（第 12 号様式。以下「返還計画変更届」という。）を会長に提出し、承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の返還計画変更届を審査の上、借受人に修学資金等の返還額及び返還方法を通知するものとする。

(返還債務の履行猶予)

第 17 条 会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当することを届け出たときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、貸付額に係る返還債務の履行を猶予するものとする。なお、猶予する期間は、原則として1年以内とする。

- (1) 借受人が、貸付契約を解除された後も引き続き貸付決定時に在学していた養成施設等に在学しているとき
- (2) 貸付決定時に在学していた養成施設等を卒業後、引き続き他種の養成施設等において修学しているとき

2 会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当することを届け出たときは、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない貸付額に係る返還債務の履行を猶予することができる。なお、猶予する期間は、原則として1年以内とする。

- (1) 県の区域内において、返還免除対象業務又は介護職員等の業務に従事しているとき
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

(返還猶予の申請等)

第 18 条 借受人は、第 15 条の規定により修学資金等の返還債務の履行の猶予を申請するときは、猶予の事由が発生した日から 15 日以内に、修学資金等返還猶予申請書(第 13 号様式)に、次の各号に定める書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 養成施設等に在学(又は修学)している場合
養成施設等の長による在学証明書
- (2) 返還免除対象業務に従事している場合
業務従事届(第 14 号様式)
- (3) 災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由の場合
やむを得ない事由であることを証する書類

2 会長は、前項各号の規定による猶予の申請があったときは、当該猶予の申請について承認すること又は承認しないことを決定し、その旨を当該借受人に通知するものとする。

3 借受人は、介護業務等の従事先を変更したときは、15 日以内に業務従事先等変更届(第 15 号様式)に変更前の従事先の長による業務従事期間証明書(第 16 号様式)を添えて直ちに会長に届け出なければならない。

(返還債務の裁量免除)

第 19 条 会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付額(すでに返還を受けた金額を除く。)に係る返還債務の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 死亡又は心身の故障その他の事由により貸付を受けた貸付額の返還ができないことがやむを得ないと会長が認めるとき
返還債務の額(既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。)の全部又は一部
- (2) 長期間所在不明となっている場合等貸付額を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき

返還債務の額の全部又は一部

- (3) 県の区域内において貸付けを受けた期間（介護福祉士実務者研修受講資金及び離職介護人材再就職準備金については180日以上）以上、返還免除対象業務（離職介護人材再就職準備金については介護職員等の業務）に従事したとき

返還債務の額の全部又は一部

- 2 前項第3号により免除する返還債務の額は、県の区域内において貸付けを受けた月数に相当する期間以上返還免除対象業務に従事したとき、業務に従事した期間を、本事業により貸付けを受けた期間（1年を180日として換算することを標準とする。なお、介護福祉士修学資金貸付事業及び社会福祉士修学資金貸付事業にあつては、この期間が2年に満たないときは360日とする。）の2分の5（中高年離職者においては2分の3）に相当する期間（実務者研修受講資金貸付事業及び再就職準備金事業の貸付額については360日）で除して得た数値（この数値が1を超えるときは1とする）を返還債務の額に乗じて得た額とする。

（返還免除の申請等）

第20条 返還債務の免除を受けようとする借受人は、修学資金等返還免除申請書（第17号様式）に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の規定による免除の申請があつたときは、当該免除の申請について承認すること又は承認しないことを決定したときは、その旨を当該借受人に通知するものとする。

（届出義務等）

第21条 借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を会長に届け出なければならない。

- (1) 借受人又は連帯保証人の住所、所在地、氏名、名称その他の重要な事項に変更があつたとき（第18号様式）
 - (2) 借受人が養成施設等を卒業（修了）したとき（第19号様式）
 - (3) 借受人が養成施設等を休学し、復学し、留年し、停学し、又は退学その他の処分を受けたとき（第20号様式）
 - (4) 借受人が就労した社会福祉施設等において休職し、停職し、復職し、又は退職したとき（第21号様式）
- 2 借受人が死亡したときは、連帯保証人は、直ちに借受人死亡届（第22号様式）に事実を証明する書類を添えて会長に届け出なければならない。
- 3 第1項各号及び前項による届出は、借受けた修学資金等に係る債務が消滅したときは、この限りではない。

（延滞利子等）

第22条 借受人は、正当な理由がなく貸付金を返還期限までにこれを返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3.0パーセントの割合で計算した延滞利子を支払わなければならない。ただし、返還すべき日とは、最終返還日の属する月の末日とする。

(委 任)

第 23 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 28 年 6 月 10 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 社会福祉法人茨城県社会福祉協議会介護福祉士等修学資金貸付規程（平成 21 年 3 月 24 日施行。以下「旧規程」という。）は、廃止する。
- 3 前項の規定にかかわらず、旧規程による貸付に係る旧規程第 4 条、第 9 条及び第 11 条から第 16 条までの取扱いは、なお従前の例によるものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 5 月 25 日から施行し、平成 28 年 10 月 11 日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成 30 年 3 月 15 日から施行し、平成 30 年 2 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の規定は、この規程の適用の日以後に新たに締結する契約について適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和 2 年 12 月 11 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。
ただし、第 19 条第 1 項第 3 号の規定は、令和 2 年 6 月 15 日から適用する。
- 2 改正後の規定の適用の際、現に貸し付けられている貸付金に係る延滞利子については、改正後の規程第 22 条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。
- 3 改正後の第 19 条第 1 項第 3 号及び第 2 項の規定は、この規程の適用の日以後に新たに締結する契約について適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和 3 年 12 月 21 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の規定は、この規程の適用の日以後に新たに締結する契約について適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和 5 年 12 月 12 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

- 2 改正後の第13条第1項第1号アの規定は、この規程の適用の日以後に新たに締結する契約について適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和6年12月10日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規定は、この規程の適用の日以後に新たに締結する契約について適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。